

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。  
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

タイトル	CDM をまとめよう Clustering CDM
主催	ドイツ政府
日時	2005 年 12 月 2 日 ( 金 ) 19 : 30-21 : 00
主要討論者	ドイツの政府や研究機関
傍聴者	約 20 名
目的	既存の CDM の枠を超えない範囲で、CDM の汎用性を広げる案を模索。2012 年以降の CDM 最大活用のあり方も考える。
発表の概要	<p><b>ドイツの現状</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ドイツでは GHG 排出量が 19% 増。GHG 排出の 60% を二酸化炭素が占めている。民生、運輸部門の排出が多い。</li> </ul> <p><b>CDM のセクトラルアプローチの機会と課題</b></p> <p>ブッパタール研究所 : Bettina Wittneben 氏</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「セクトラル(分野別)CDM」とは、全てのプロジェクトを一つの PDD にまとめて記述するもの。再生可能エネルギーやエネルギー効率化はコスト効果が低いため、まとめられれば楽である。</li> <li>民間主導で行われる。政策ベースのものは政府の政策を CDM とするトップダウンのもの。ホスト国政府の政策作りが必要。</li> <li>同一サイト内で、タイミングやプロジェクト参加者の異なるプロジェクトが対象になる。セクターはエネルギーなどの大種目に、「ガス発電からコンバインドサイクルへの転換」などへの小種目を設定、また地域別、GHG 別などに分けられる。</li> <li>ベースライン排出量が絶対値 / 相対値、義務的 / 非義務的で計算される。</li> <li>政策 = CDM プロジェクトとなる。</li> <li>現在の CDM のやり方を変えるものであり、国際的な議論が必要。</li> </ul> <p><b>政策 / セクトラル CDM</b></p> <p>ドイツ・ハンブルグ国際経済研究所 ( HWWA ) : Alex Michaelowa 氏 セクトラル CDM と政策 CDM の導入の可能性を解説。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「セクトラル(分野別)CDM」の定義は多くあるが、下記のようなものが考えられる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>プロジェクトのバンドリング : <ul style="list-style-type: none"> <li>例) 小規模 CDM チリの養豚糞尿からのメタン回収 3 プロジェクト ( Peralillo, Corneche Los Guindos, Pocillas &amp; La Estrella )</li> <li>取引コストの低減が図れる。</li> </ul> </li> <li>プログラム CDM : <ul style="list-style-type: none"> <li>Intermediaries ( 中間機関 = 国際機関? ) により行われたバイオガス、風力プロジェクトが提出済み。</li> <li>Intermediaries がインセンティブを与え、プロジェクトは基本的にバンドリングされる。取引コストは高くなりがち。</li> </ul> </li> </ol> </li> </ul>

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。  
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

### 3) セクター別にベンチマークを設定する：

- MOP では未許可。
- 電力分野のプロジェクトや統合方法論でベンチマーク的ものは既にある。ベンチマークに向く業種、向かない業種がある。
- 追加性証明が不要。しかし、全体の排出上限を設ける必要がある。

### 4) 政策 CDM：

- MOP で不可との判断が出た<sup>1</sup>。
- ガーナのエアコンの省エネ強制基準を導入する施策 (NM0072) は政策かプログラムかどちらになるのかの判断が難しい。
- 埋立地ガス (LFG) 回収、HFC23 破壊、廃棄物処理ではベースライン = 政策がない状況 となる。(EB22 での決定)

#### < 政策 CDM >

- ・ 政策 CDM は政府による政策 (再生可能エネルギー導入、省エネ基準導入など) を CDM とすることである。政府の役割はきわめて重要で、政策の実行に参加するインセンティブがなければならない。
- ・ ベースラインシナリオ：現状とする。
- ・ 追加性証明：「政策を導入することは、現状よりもコストがかかる」ことを証明。そのコストは直接事業者の負担増となったり (RPS 法の遵守は化石燃料発電よりお金がかかる、HFC23 の義務的回収にはお金がかかる、等)、自治体の負担増となったり (エネルギー効率化のための補助金プログラムにお金がかかる等) することを証明する。  
政策導入によるマクロ経済的効果 (GEF ファンドの増加など) を追加性証明に考慮する必要があるか？
- ・ ベースライン排出量 (BE) と政策による (プロジェクト) 排出量 (PE) は、それぞれの場合で下記ようになる。

#### [再生可能エネルギー発電の場合]

BE = 政策による発電量 × 加重 OM/BM (ACM0002)

PE = ゼロ

#### [省エネ基準導入の場合]

BE = 基準導入前の機器の平均I初年<sup>\*</sup>-使用量 × 現在の機器数 × グリッド<sup>\*</sup>電力の CO2 排出係数

PE = 基準による機器のI初年<sup>\*</sup>-使用量 × 現在の機器数 × グリッド<sup>\*</sup>電力の CO2 排出係数

#### [LFG/HFC/N2O 回収規制の場合]

BE = 規制導入前の当該ガスの排出量

PE = 規制導入後の当該ガスの排出量

#### [化石燃料補助金廃止の場合]

BE = 補助金廃止前の化石燃料使用量 × 化石燃料の排出係数

PE = 補助金廃止後の化石燃料使用量 × 化石燃料の排出係数

#### ・ モニタリング：

- 政策はクレジット期間を通してモニタリングする必要がある。

<sup>1</sup> COP/MOP1では、地方/地域/国家の政策や基準はCDMとはみなされないが、プログラム下での活動は諸条件を満たせば (承認方法論の使用、適切なバウンダリを設定すること、ダブルカウンティングを回避することなど)、個別のCDMプロジェクトとして認める、という決定が下された。

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。  
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

- 経済活動の推移も考慮する必要がある。活動量が増えること（省エネ機器の購入量が増えるなど）で、CER を稼ぐようなことがあってはならない。プロジェクト開始時に活動量の上限を決めておくのも一案である。
- ・ 政策 CDM の課題：CER を誰が受け取るか（政府？コストを負担した政策の実施主体？） コスト配分に応じて利益を配分することが大切。

### プログラム CDM

KfW : Dr. Klaus Oppermann 氏

- ・ プログラム CDM は現在の制度枠組の中に CDM を組み込むことにより、エネルギー効率化や燃料転換、再生可能エネルギー、廃棄物管理へと CDM の対象範囲を広げる。
- ・ プログラム CDM では、ケープタウンの民家におけるエネルギー効率化、ガーナのアコン効率改善、ネパールのバイオガス発電、メキシコのモーター更新などの例がある。
- ・ プログラム CDM は、プログラム＝プロジェクトとなる。民間主導でも政策主導でも、自発的でも義務的でも行うことができる。マラケシュアコードでもプログラム CDM を禁止してはいない。すでに自発的なものは認められているのだから、義務的なプログラムも認められるはずである。
- ・ 承認方法論を使用して、いくつかの大規模プロジェクトを一つの PDD にまとめたり、小規模 CDM の方法論を大規模 CDM にも適用できる。ネパールのバイオガス発電では、20 万基のミニバイオガスプラントを家庭に設置した。資金は ODA と KfW から拠出した。小規模 CDM の上限（15MW）を超えないよう、6,500 基ずつ 30 冊の PDD を作成した。しかしこれでは有効化審査や登録にコストがかかる。
- ・ 義務的プログラムの適格性、ダブルカウンティングの防止、承認方法論と PDD をいかにしてプログラムに適用するか、などで更なる検討が必要である。

質疑応答	<p>コメント：ガーナの高効率のアコン導入 CDM では、アコンの購買者をチェックできず、ネパールの例とは異なる。</p> <p>Q：プログラム CDM を JI に適用できるか？</p> <p>A：JI は仕組みがより簡単なのでできるだろう。第 1 トラックなら追加性証明テストがなく簡単である。第 2 トラックでも問題はないだろう。</p> <p>Q：事前のファイナンスをする場合、小規模 CDM のバンドリングをすることでリスクが出るのではないか？</p> <p>A：一つの活動にはさまざまな資金策を講じ、CDM の前払い資金と他の資金源との併用により、リスク低減に努めている。そして CER 収入で利益を還元したいと思っている。資金については、再考の余地があると思っている。</p>
資料	なし

文責：川村 美穂子（社団法人海外環境協力センター 嘱託研究員）